

西廣陽子弁護士のステートメントについての伊藤詩織の見解

『Black Box Diaries』日本公開前日の2025年12月11日付で公表された、西廣陽子弁護士のステートメントについて、私の立場と認識をお伝えします。長く私の事件を共に闘ってくださった弁護士からの言葉であり、本来であれば公の場で対立する形の発信は避けたいという思いがあります。それでも、事実とは異なる印象が広がることにより、映画そのものや性暴力の議論から人々の目がそらされてしまうことを危惧し、必要な範囲で説明させていただきます。

1. ホテルへの誓約書を「破った」との指摘について

西廣弁護士は「ホテルに連名で誓約書を差し入れたのに、それを破られた」と述べています。私は当時、「裁判所以外では使用しない」という趣旨の誓約書に、弁護団と連名でサインしました。その後、映画制作にあたり、ホテル側に対して何度も相談と交渉を行い、オリジナルの防犯カメラ映像を映画で使用できるかどうか、正式な許可を求めました。結果として、ホテルは裁判以外での使用を認めないと立場を繰り返し示しました。

そこで、本件映画ではホテルから提供された映像（オリジナル版）ではなく、CGによって制作された再構成映像を使いました。2023年12月の元代理人からの、ホテルに対する裁判以外で使うべきではないとの意見を受けて、ホテルの内装、外装、タクシーの形状、山口氏の姿などをCGを用いて加工し、スクリーン上、英語でこの映像はホテルのオリジナルのものでないと表記しました。

さらに、2024年7月の西廣弁護士らとの協議を踏まえ、最新バージョンではスクリーン上に日本語でもホテルのオリジナルのものでないことを明記しました。

ですので、私たちは、誓約書に記載された「裁判目的以外で映像を使用しない」という制限には該当しないと考えています。ここには、「どこまでを誓約違反とみなすか」という評価の違いがあると受け止めています。

2. 「映画ができたら事前に確認させて」との約束について

「映画ができたら事前に確認させてと約束したのに、確認させてもらえなかった」という点についても、事実が違います。

私は、映画完成前の2023年12月15日、西廣弁護士に、弁護団が映っている映像のリストをメールで送り、19日に該当シーンを西廣弁護士、加城弁護士、村田弁護士に見ていただきました。弁護団の映像についてはその時使用を認めてもらいましたので事実と違います。

3. 電話の無断録音について

指摘された西廣弁護士の電話の音声は、私の生活を全て記録するセルフ・ドキュメンタリー制作の過程で、私自身の映像の一部として偶発的に収録されたものでした。ドアマンが名乗り出て証

言ってくれると言つてくれた日を撮影したもので、その際、「ホテルが止めに入るかもしれない」という西廣氏の電話の声が収録されていました。上記の2023年12月19日に映像を見ていただいた際に、映像上映っていたのは伊藤だけであったため、確認をとるのが抜け落ちてしましました。それは私のミスで、大変申し訳ありませんでした。

その点を2024年7月の会合でご指摘を受けた時に謝罪し、アメリカでの公開前に音声を削除できることを伝えましたが、その場でも、その後のメールのやりとりにおいても削除の要請を受けませんでした。しかしその後の記者会見などで強く批判されたことから、日本公開版では該当シーン自体を削除済みです。

このことで西廣弁護士を深く傷つけたことを反省し、あらためてお詫び申し上げます。

4. 9月の面会要請と「修正版を見てほしいと言われた事実はない」という点について

西廣弁護士は、「『映画を修正した』『修正版を見てほしい』という話は一切なかった」と述べています。

しかし、私の側からは、2024年7月の試写会以降、修正内容について文書で説明し、何度も映像を見てほしいと伝えています。これらはメールにも文書にも残っています。2025年2月にも代理人を通じて修正版を見てほしいと提案し、さらに2025年9月にも「本人から直接説明したい」との面会を申し入れてきました。私としては、この場でどこをどのように修正したかを説明し、修正版を見ていただくことを想定していましたが、拒否されてきましたので叶いませんでした。

5. 「公益性はない」という評価について

西廣弁護士は、この映画には公益性がないと評価しています。

性暴力事件の可視化は、次の被害を防ぐための社会的議論を促すものです。
「公益性」は作り手が主張で押し付けるものではなく、社会の中で議論を通じて検証されるべき価値であり、そのために透明な作品制作と公開を行ってきました。

私は、この映画を、私個人の苦しみを見せる目的に作ったのではありません。性暴力が容易に行われ、見過ごされてしまっていること、性暴力被害の証明の困難さ、逮捕が止められた経緯、捜査や司法の仕組み、政治と警察の関係、メディア報道のあり方、声をあげた性暴力被害者への過酷な誹謗中傷や二次被害など、性暴力がなくならない構造的な問題を記録し、問うことを目的としています。これまでの民事裁判等の過程でも、私の発言や告発に公益性が認められた結果、刑法改正の一助になったと理解しています。映画もそうした流れの中で、性暴力と権力・制度の関係を問う作品として制作しています。

西廣弁護士の「ホテルとの約束に反して映像を使うことで、今後ホテル等からの協力が得られず、性被害の救済の途を閉ざす」とのご指摘について、私はむしろ逆の危機感を抱いています。

私自身、ホテルの防犯カメラ映像があったからこそ「事件性がある」と判断され、捜査が進んだ経験があります。その重要性を、映画の中でもきちんと伝えたいと思いました。私の願いは、ホテルや関係者がためらわずに協力してくれる社会になることです。

本来、防犯カメラは抑止や再発防止のためのものですが、被害が起きたときこそ、その存在が意味を持ちます。映画では、防犯カメラの「抑止」と「立証」の両方の役割について考える材料を提示し、「証拠がどれほど重要か」を社会全体で共有したいと考えています。この作品が救済の途を閉ざさずのではなく、むしろ証拠の重要性への理解を広げることで、今後、ホテルを含む関係者が迷いなく協力できる社会づくりにつながることを心から願っています。

この点については、今年2月20日付けの「BBDに関する伊藤詩織氏代理人コメント」の中で詳しく説明されていますので、以下、引用します。

記

(防犯カメラの)作り直した映像においても、ホテルのオリジナル版の一部分は使っています。それは、酩酊状態でタクシーから降りない伊藤氏をタクシーから抱きかかえて降ろし、自力で歩けない伊藤氏をホテルの入り口まで引きずり入れている伊藤氏と山口氏の動きです。

なぜなら、この映像が伊藤氏の同意のない性暴力事件であることの唯一の視覚的証拠だからです。伊藤氏は一審勝訴後も、現在に至るまで、同意があったのに嘘つき等とネット内外で誹謗中傷を受け続けています。裁判勝訴だけでは救済されていません。とりわけ本件では、ホテルのオリジナル映像が証拠で提出され、閲覧制限がかかっていなかったこともあり、伊藤氏が自力で歩いて出していく映像が裁判中からネットで流出し、それがまたかも同意があったことの証拠のように使われ、現在まで何十万回も再生されてネットリンクの最大の原因となっています。

伊藤氏は恐怖で日本にいることもできなくなり、メールを開くことすら困難になり、日常生活も仕事にも深刻な支障を及ぼしました。そのため、山口氏への民事裁判を抱えながら、伊藤氏は、ネットの匿名者などを訴える民事裁判を数件を起こさざるを得ませんでした。これらの裁判の代理人は佃克彦弁護士でした。

もし、山口氏と伊藤氏の実際の動きを変更する、たとえばアニメ映像などに変えてしまうなら、伊藤氏への疑惑を完全に打ち消すことはできません。

また、このドキュメンタリー映画の目的は、性被害の実態及び性被害の防止及び救済の法的、社会的に極めて困難であることを映像で社会に訴え、変えていくことです。そのためにも、本件の性暴力の現場の稀有な映像を示し、実際にこのような形でこの社会の多くの人々の目の前で起きていて、それが止められず、事件後もこれほど明確な性犯罪にも関わらず、権力によりもみ消され、被害者が大きな二次被害を負いながら民事裁判を起こさざるを得ず、被害者が死に直面する苦しみを受け続けたことを示すことは、高い公益性があります。

他方、ホテル側には顧客のプライバシーを守るという営業上の利益がありますが、2018年の誓約書作成の時点と現在とは事情が異なります。本件映像は、裁判中誰もが閲覧可能な状態にあり、本件映像を提供したホテル名はすでに多数報道されて公知の事実となっています。何より、本件映像は裁判により、性暴力の現場の証拠であることが確定しています。

このような事情の変化を踏まえ、伊藤氏本人及び性暴力の被害者の救済という公益性の観点から、両者を比較考量すれば、仮に本件映像がホテルのオリジナル版と別のものと認められなかつた場合でも、ホテルのオリジナル版の一部使用が許容されうるを考えます。

この点、元代理人から、ホテルとの誓約が順守されなければ、今後ホテルから協力が得られなくなり性被害者の救済に支障が生じるとの主張がなされています。しかし、もとより防犯カメラはホテルで起ころる犯罪を防止する目的で設置されているものであり、現行法上でも、性暴力の証拠である場合、文書提出命令(民事訴訟法第220条、第231条)があればホテルは応じざるを得ません。

そもそも伊藤氏のように、性暴力の被害者であり、かつ、映像ジャーナリストであり、しかも自らの闘いの姿を記録し、それをドキュメンタリー映画にし、自らの被害現場を世界の人々にさらけ出して問題提起したのは世界で初めてです。伊藤氏がホテルから得た映像の一部を映画に使用したからといって、他の性暴力被害者が同様の行動をするだろうとの合理的推測は働きません。

さらに、国連の「ビジネスと人権」に関する指導原則の観点からすれば、ホテルは施設内での人権侵害の予防と起きた場合の救済の責任を有します。「社会正義の実現」を掲げるなら、ホテルに対し、性暴力被害者の救済をすることを求めるべきなのに、ホテルの営業利益の側に立ち、被害者に協力しないことを正当化するのは本末転倒です。(引用終わり)

6. 取材源の保護と「重大な人権問題」との評価について

捜査官の音声や映像の扱いについて、「公益通報者や取材源を晒すことであり、重大な人権上の問題を孕む」との指摘についても、私は異なる認識を持っています。

そもそも、捜査官Aの声については、オリジナル版の時点で、声を加工・変更して使用しており、事実と異なります。このことは2024年7月の元代理人との協議の際に説明済みです。また、日本公開版では、声と姿をさらに加工しています

捜査官Aは、警察内部や報道機関、公的機関などに通報していないので、「公益通報者」にあたりません。捜査官Aは、被害者の私に対し、逮捕状が出たのに上からの指示で執行されなかつたという捜査状況を説明しましたが、それは私にあきらめるよう説得するためでした。

ジャーナリストとして、内部告発者や取材源を守るべきだという点については、私も同じ考えです。他方で私は性暴力の被害当事者であり、捜査官との関係は、何より犯罪捜査の義務を負う警察権力対犯罪の被害者です。捜査官Aとの話は、捜査官による犯罪被害者への捜査状況の説明であり、取材源といえるかも疑問です。

そのうえで、どうすれば事実を社会に伝えられるのかを、制作チームと相談しながら、一つ一つ判断してきました。

捜査官Aが協力してくれたことは事実であり、私自身大変悩みましたが、最終的に捜査官Aの発言は、明確な性犯罪であった事件が、権力によってもみ消された事実を社会に示すという公益性があることから、声と姿を加工して使うことを決断しました。

おわりに

私は、元弁護団の方々への感謝の気持ちを、今も変わらず持ち続けています。今後も話し合いの場を求めていきます。

その一方で、これまで繰り返し公の場で事実と異なることが語られてきたことについては、深い困惑を覚えています。元代理人だからこそ知っているホテルとの交渉などについて、記者会見などの公の場所で一方的に暴露されることも恐ろしく思います。弁護士という立場からの言葉であるがゆえに、その発言が信じられ、事実と異なる印象が広がっていく様子を見ていると、一被害者として、自分の言葉がなかなか信じてもらえなかつた日々を改めて思い出さずにはいられませんでした。

これまで、対話を求め、修正を重ね、説明の機会をつくろうとしてきましたが、そのすべてが届いたわけではないことも自覚しています。それでも、性暴力の被害が「なかったこと」にされてしまう構造を変えたい、証拠が大切に扱われる社会に近づきたい、被害を訴えた人が孤立しないようしたい。その思いから、私はこの映画を世に出す選択をしました。

これ以上新たに傷つく人が生まれないことを心から願いつつ、事実に基づいた冷静な議論と、性暴力の被害者が安全に声をあげられる社会づくりに向けて、対話の扉を閉じずにいたいと思っています。

2025年12月12日
伊藤詩織